

給食材料登録納入業者について

令和6・7年度の給食材料登録納入業者申請の受付を行います。

坂井市では、学校給食センター・小学校・幼保園（保育園）において、安全で安心な給食を作るための材料を安定して確保し、地元産業の振興や活性化を図るため、給食材料の納入業者を登録制としています。

各学校給食センター、小学校、幼保園（保育園）では、給食材料登録業者の内から納入時間・納入方法等、各施設の納入業者心得を遵守できる業者を選定したうえで、見積書の依頼等をし、材料の発注を行います。

1 登録できる者（以下の条件をすべて満たしている者）

(1) 坂井市に事業所・住所を置く法人、個人、グループ等

なお、市外者であっても、坂井市では極端に取扱う者が少ない品目を扱う方や、現在、いずれかの施設に納入している方は登録することができます。

(2) それぞれ納入施設の納入時間・方法等の納入業者心得を遵守できる方

(3) 物品の取り扱いに際して必要な許可、免許等を有する方

(4) 受注した物品を自ら納品できる方

(5) 坂井市の税金を滞納していない方

なお、市外者にあつては、事務所所在地の税金滞納も含まれます。

2 登録申請の方法

登録申請は、次の書類を各給食材料の納入施設にご提出ください。

（郵送の場合は、学校教育課あてにお願いします。）

(1) 坂井市給食材料納入業者登録申請書

(2) 坂井市給食材料登録納入業者参加資格審査申請に伴う個人情報の取扱いに関する同意書

市外者にあつては、事務所所在地の納税証明書（直近1年分）

(3) 物品の取り扱いに際して必要な許可、免許等を証明する書類の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

3 受付締め切り

令和6年2月23日（金）

※締め切り後も随時受け付けますが、登録通知の発送が遅れる場合があります

4 登録の期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

5 問い合わせ場所（郵送先）

坂井市教育委員会 学校教育課

住所：坂井市坂井町下新庄1-1 TEL：0776（50）3161